



令和8年度簡易保育園保育料補助金申請の手引き



事業の概要

市川市では、認可外保育施設のうち一定の基準を満たす施設(以下「簡易保育園」という)に入園しているお子さんの保護者へ補助金を交付しています。

対象施設

児童福祉法第59条の2による設置届を提出しており、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設のうち、開園時間が1日8時間以上であり、有資格者の保育従事者を1名以上配置している施設が対象になります。ただし、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)、事業主等がその雇用者のために設置した保育施設、企業主導型保育事業制度に基づいて設置した保育施設は、対象になりません。

補助金対象者

★補助金の交付を受けるには、下記の要件を全て満たしていることが必要となります。

1. 簡易保育園利用時に市川市に住民登録されていること。
2. 保護者のいずれもが、就労等により月64時間以上お子さんを保育できない状況にあること。
3. 月極の保育料を園に納め、簡易保育園にお子さんを預けていること(一時預かりは対象外です)。
4. 認可保育園等の保育料に未納が無いこと。

補助の要件について

★保護者のいずれもが、下記の要件が必要となります。

★要件が変更となった場合は、変更後の要件書類の提出が必要です。

要 件		提出書類等
就 労	月実働 64 時間以上 (休憩時間を除く実働時間)	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書(市指定の様式)※雇用主又は事業主が記入 ※ダブルワーク等、複数箇所ですら就労されている方は直近 1 か月分のシフト表(原則、会社規定のもの)または勤怠表をご提出ください。その他、就労状況により下線部の書類の提出を求めることがあります。 ※雇用契約期間に定めがある場合、更新の都度、就労証明書の提出が必要となります。 ※簡易保育園に通園する本人の育児休業を取得中に入園された場合、入園された翌月 10 日までに復職された方は、入園月から対象となります。その場合、復職後に証明された就労証明書の提出が併せて必要となります。
自営業		<p>開業後1年未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開業届の控え(コピー)、「申告書等の提出について」(リーフレット) ※日付、税務署名記載のもの。税務署で交付。 <p>開業後1年以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告書 第1表・第2表の写し(コピー) ※収入金額(千葉県最低賃金×就労要件64時間/月×12カ月の額が目安です。)等により就労実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。
妊娠 出産	<p>出産予定月とその前後 2 ヶ月ずつの計 5 ヶ月間が対象。</p> <p>例:6 月出産予定の場合 ← 4 月←5 月←6 月→7 月→8 月 →</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日記載のページ) ※出産後に申請される場合であっても、出産予定月によって補助金交付期間を決定するため、分娩予定日が記載されたページが必要です。
疾病 障害		<ul style="list-style-type: none"> ●診断書(市指定の様式)又は障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー ※診断書は医師による証明が必要です。(整骨院等は不可) ※診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。

介護 看護 付添い	月 64 時間以上	●介護・看護・付添い状況申告書(市指定の様式) ●被介護者の診断書(市指定の様式)や介護保険証、障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー又は付添い状況証明書(小学生以下)(市指定の様式)
災害 復旧		●罹災証明書等
求職 活動	求職開始日から60日が経過した日が含まれる月の月末まで対象。その後、就労を開始した上で就労証明書の提出が必要。	●求職活動申告書(市指定の様式)
就学	学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が 64 時間以上であること。	●在学証明書、時間割(原則、学校作成のもの。)
虐待やDV のおそれ		●関係機関からの証明書
育児 休業	上のお子さんを簡易保育園に預け、下のお子さんの育児休業を取得されている場合。 ※最大で下のお子さんの育児休業期間終了日が属する月の月末まで。	●就労証明書(市指定の様式)※雇用主又は事業主が記入 ※育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。 ※育児休業を延長された場合は、延長後の育児休業期間が記載された就労証明書が必要になります。

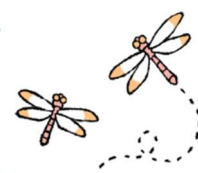
補助金額について

★月の補助金額が保育料の月額を超えるときは、当該保育料の月額までとなります。

	クラス年齢	市民税所得割額	補助金額
補助金額	3歳未満児 (市民税課税世帯)	～48,600円未満	月/28,000円
		48,600円～97,000円未満	月/24,000円
		97,000円以上	月/21,000円
	3歳未満児 (市民税非課税世帯)	子育てのための施設等利用給付の対象になります。 別途、申請手続きが必要です。	
3歳以上児	※第2子以降の補助金加算は対象です。 詳しくは「第2子以降の補助金加算について」をご覧ください。		

※4月～8月分は前年度の市民税所得割額、9月～3月分は当該年度の市民税所得割額で補助金額を決定します。父母の収入が一定額以下の場合、同居している祖父母等の市民税所得割額で補助金額を決定します。

第2子以降の補助金加算について



○下記の要件をすべて満たしている場合、通常の補助金に加え 25,000 円を限度に補助金を加算します。
子育てのための施設等利用給付の対象である3歳以上児(全世帯)、3歳未満児(非課税世帯)も第2子加算補助の対象となります。対象者は、子育てのための施設等利用給付の認定に加えて、簡易保育園保育料補助金の申請が必要です。なお、申請は年度ごとに必要となります。

- ① 市川市に居住している
- ② 対象施設の0～5歳クラスに在籍している
- ③ 簡易保育園保育料補助金の支給要件を満たしている(保育の必要性がある)
- ④ 世帯の第2子以降である
- ⑤ きょうだい含めて保育料の滞納がない

※所得は問いません ※市外の簡易保育園に通う児童も対象です

○通常の補助金額に加算して補助することにより、簡易保育園に支払っている保育料を超えないように、加算額を調整します。(加算額は 25,000 円が限度)

例1) 1歳児、月 40,000 円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は？

保育料: 月 40,000 円－通常の補助金: 21,000 円＝19,000 円: 加算補助金額

例2) 4歳児、月 40,000 円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は？

保育料: 月 40,000 円－子育てのための施設等利用給付金: 37,000 円＝3,000 円: 加算補助金額

申請について

○申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口、および市内各簡易保育園にあります。市公式Webサイト(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/152100001.html>)からもダウンロードできます。

申請書類		
① 簡易保育園保育料補助金交付申請書(市指定)	世帯構成状況は、ご家族全員をご記載ください。(お子さん一人につき一部) ※住民票の同別に限らず同居しているすべての方を記載してください。 ※単身赴任等で別居しているが、生計を一にしている方も記載してください。	
②通園証明書(市指定)	保育園が記載する書類です。(お子さん一人につき一部)	
③お子さんを保育できないことの証明(保護者の方)	提出書類は、「補助の要件について」をご参照ください。 単身赴任(海外含む)等の場合も必要です。 《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫	
④その他状況に応じて必要な書類	申請時の状況	提出書類
	ひとり親世帯、両親不存在	●世帯状況申立書(市指定) ●戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)
	ひとり親世帯(予定)	●世帯状況申立書(市指定) ●離婚調停のわかるもの (裁判所からの呼出し状等)(コピー可)
	保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	●特別永住者証明書 または 在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー
⑤市民税・県民税課税(非課税)証明書または納税通知書 (令和7年1月1日時点から継続して市川市にお住まいの方は、提出の必要はありません)	《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫 ◆同居している祖父母(父母の収入が一定額以下の場合) 【A】 令和8年4月～令和8年8月利用分を申請の場合 令和7年1月1日時点で他市区町村に住んでいた方 →令和7年度分の課税証明書等をご提出ください。 【B】 令和8年9月～令和9年3月利用分を申請の場合 令和8年1月1日時点で他市区町村に住んでいた方 →令和8年度分の課税証明書等をご提出ください。 ※【A】【B】どちらにも該当する場合、令和7年度分及び令和8年度分の課税証明書等が必要になります。	

《記載上の注意事項》

- 保育園が市と請求手続きを行う関係で、申請書に委任者欄がございますので、必ずご記載ください。
- 申請書裏面の振込先口座は、記載漏れ等がないようご注意ください。

《提出について》

上記必要書類を揃えて、市内の簡易保育園に入園されている方は、原則、保育園にご提出ください。
市外の簡易保育園に入園されている方は、直接、市川市役所こども施設入園課又は行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口にご提出ください。
(郵送される場合は、〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 こども施設入園課 事業管理グループ宛までお送りください。)

請求手続きについて



⇒請求にあたって保護者様の手続きは不要です。

- 補助金の請求に必要な「実績報告書兼交付請求書」の記載を各保育園に依頼します。
保育園よりお子様の保育料を納めている事、通園されている事の実績報告を受け請求手続きが完了となります。
※「実績報告書兼交付請求書」の記載は3カ月に一回(四半期毎)、各保育園に依頼します。

申請書提出日及び振込月等について

四半期	対象月	申請書提出期限	支払予定日
第1期	4月、5月、6月	令和8年6月30日	令和8年9月下旬
第2期	7月、8月、9月	令和8年9月30日	令和8年12月下旬
第3期	10月、11月、12月	令和8年12月25日	令和9年3月下旬
第4期	1月、2月、3月	令和9年3月31日	令和9年5月下旬

※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めにご提出ください。

○振込予定日のお知らせは、交付決定後、各保育園に掲示いたします。

※申請手続きは、年度ごとに必要です。

年度終了後(令和9年3月31日(水)より後)に前年度分の申請をなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

申請後に状況等が変わった場合について

申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項目	提出書類	
住所等が変わったとき	変更等承認申請書	
勤務先が変わったとき	変更等承認申請書(前職退職日を記載)	就労証明書(新しい勤務先)
雇用期間の更新をしたとき	変更等承認申請書	就労証明書
退園したとき	変更等承認申請書(退園日を記載)	
振込先口座を変更したいとき	振込指定口座変更届	
別の簡易保育園に転園したとき	簡易保育園保育料補助金交付申請書 及び 新しい保育園の通園証明書	
要件の変更が生じたとき	変更等承認申請書 及び 変更後の要件書類	

★★ 次のような場合は、補助金の交付ができなくなります ★★

- ①市川市外に転出した。
- ②簡易保育園を退園した。
- ③仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなった。
- ④職場に在籍したまま休業することになった際、休業要件への変更手続きをしなかった。

※補助金交付後に保育を必要とする要件がないことが判明するなど、交付対象外となった場合は、交付した補助金は返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

Q&A

Q 育児休業から復職するために子どもを簡易保育園に預けることとしましたが、いつから補助金の対象となりますか？

- A 入園された月の翌月 10 日までに復職された場合、入園された月から交付対象となります。そのため、復職日を確認する必要がありますので、復職日以降に証明された就労証明書をご提出ください。
- (例) 4月入園、5月10日に復職 → 4月から交付対象
4月入園、5月11日に復職 → 5月から交付対象

Q 子どもが簡易保育園に通っており、補助を受けていますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休業、育児休業を取ることになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金は出ますか？

- A 下の子の出産による産前・産後休業、育児休業の期間中も、上の子は補助金交付対象となります。
- また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2ヵ月ずつ合計5ヵ月間は妊娠・出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、仕事をしているなど保育を必要とする要件を満たしてなければ対象となりません。
- 産前・産後合計5ヶ月間については母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日記載ページ)の提出が、育児休業取得期間については、育児休業取得期間が記載された就労証明書の提出がそれぞれ必要となります。

Q 子どもが簡易保育園に通っており、補助を受けていますが、退職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金が出ますか？

- A 求職期間中、求職開始日から60日が経過した日が含まれる月の月末までは補助金の対象となります。変更等承認申請書に前職退職日を記載の上、求職活動申告書と併せてご提出ください。
- その後、実際に就労を開始したら就労証明書が必要となりますので、変更等承認申請書に就労を開始した旨を記載の上、就労証明書と併せてご提出ください。

Q 第2子以降の補助金加算は、第1子の年齢制限はありますか？

- A 第1子の年齢は問いません。
- (例) 第1子が19歳で、第2子が5歳の場合 → 第2子加算の対象になります。

Q 第2子以降の補助金加算は、世帯の所得制限はありますか？

- A 世帯の所得制限はありません。



申請に関するフローチャート

〈保育の必要性があることが条件です〉

START

簡易保育園に通園する
お子さんの年齢は？
0～2歳 3～5歳

市民税の世帯状況はどちらですか？

課税世帯

非課税世帯

子育てのための施設等利用給付認定
(新2号・新3号)は受けていますか？
はい いいえ

世帯で何番目のお子さんですか？

第1子

第2子以降

世帯で何番目のお子さんですか？

第1子

第2子以降

該当なし

〈簡易保育園保育料補助金〉

月額 21,000 円～
28,000 円まで無償

〈簡易保育園保育料補助金〉

月額 46,000 円～
53,000 円まで無償
(通常の補助金+
25,000 円)

〈子育てのための施設等利用給付〉

月額 37,000 円まで無償
※市民税非課税の場合は
月額 42,000 円まで無償

〈子育てのための施設等利用給付
+簡易保育園保育料補助金〉

月額 62,000 円まで無償
(37,000 円+25,000
円)
※市民税非課税の場合は
月額 67,000 円まで無償
(42,000 円+25,000
円)

第2子以降の補助金加算については、
子育てのための施設等利用給付認定に加えて、
簡易保育園保育料補助金の申請(年度ごと)が
必要です!



ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

TEL : 047-704-0255 (直通)

こども部 こども施設入園課 事業管理グループ

